

事故報告について

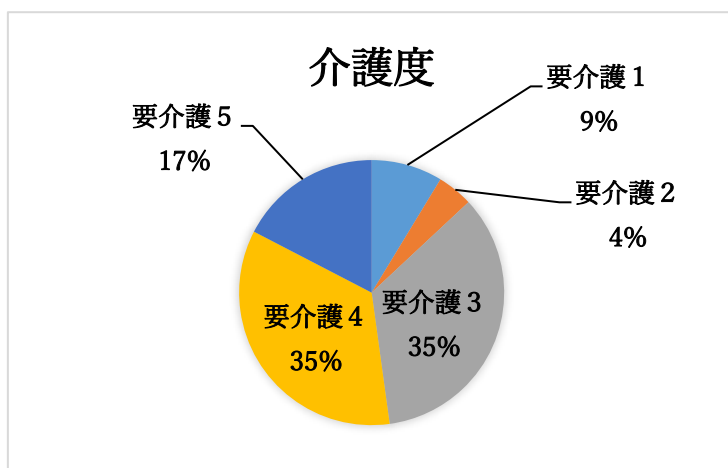
令和4年度の事故報告について、地域密着型(施設系)と地域密着型(通所系)を、それぞれ次のように集計しました。

項目

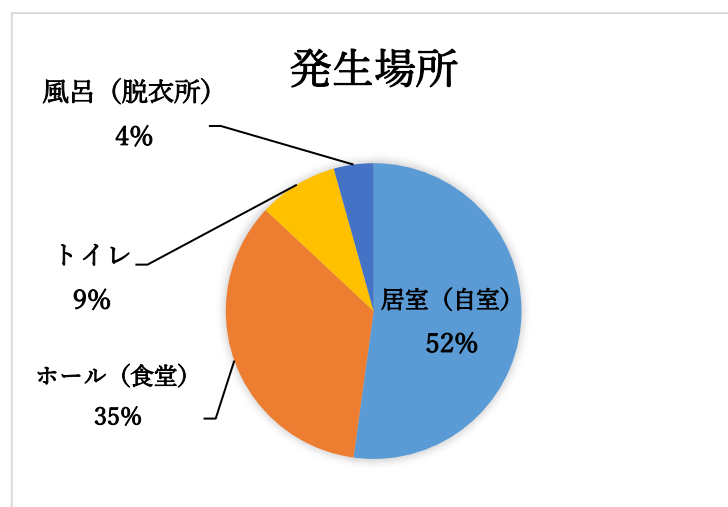
- 1 介護度(要介護1から要介護5まで)
- 2 事故発生場所
居室(自室)、ホール(食堂)、廊下、外出先、トイレ、風呂(脱衣所)、不明、その他
- 3 事故の種別(症状) ※複数回答有
骨折、異食・誤嚥、打撲・捻挫・脱臼、その他外傷、死亡、不祥事、その他
- 4 事故発生時間帯(2時間ごと)

集計結果の報告と分析 ※回答が0の場合は項目を省略

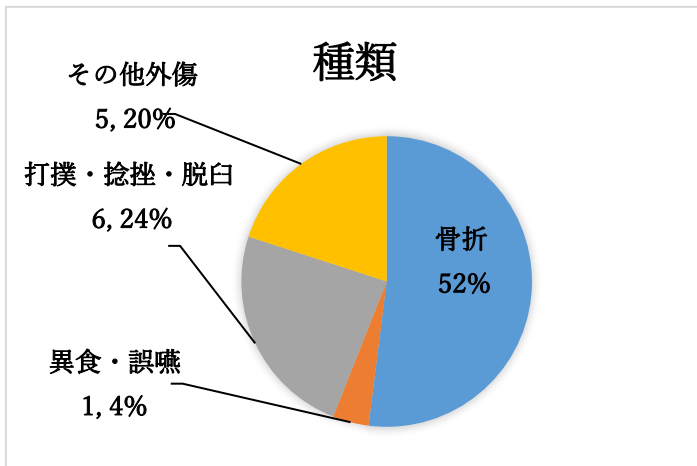
1 地域密着型(施設系)



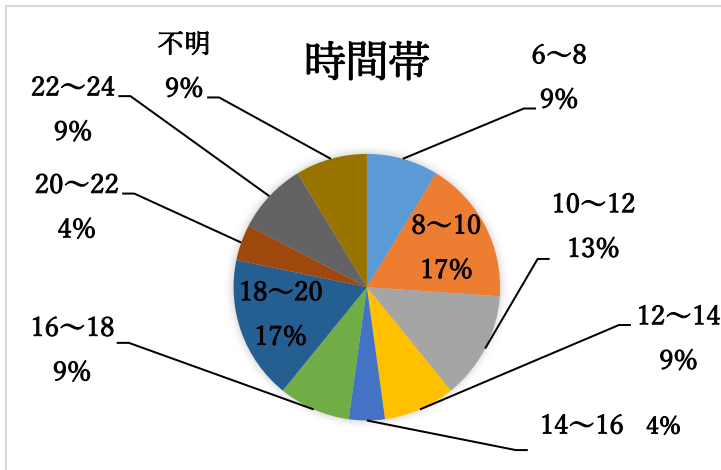
介護度	件数
要介護1	2
要介護2	1
要介護3	8
要介護4	8
要介護5	4
合計	23



発生場所	件数
居室(自室)	12
ホール(食堂)	8
トイレ	2
風呂(脱衣所)	1
合計	23



種類	件数
骨折	13
異食・誤嚥	1
打撲・捻挫・脱臼	6
その他外傷	5
合計	25

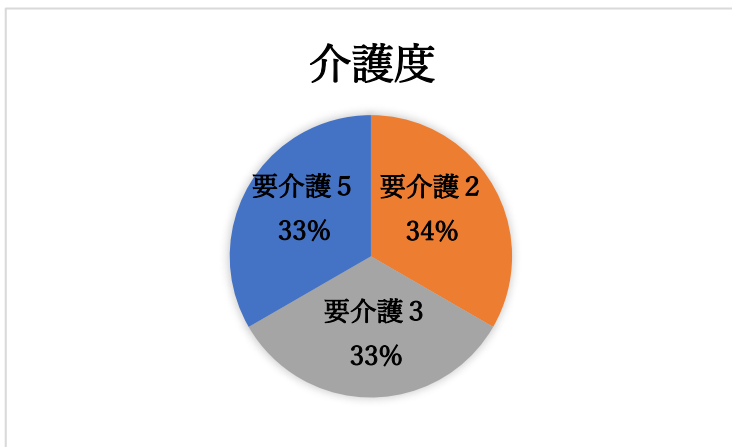


時間帯	件数
6~8	2
8~10	4
10~12	3
12~14	2
14~16	1
16~18	2
18~20	4
20~22	1
22~24	2
不明	2
合計	23

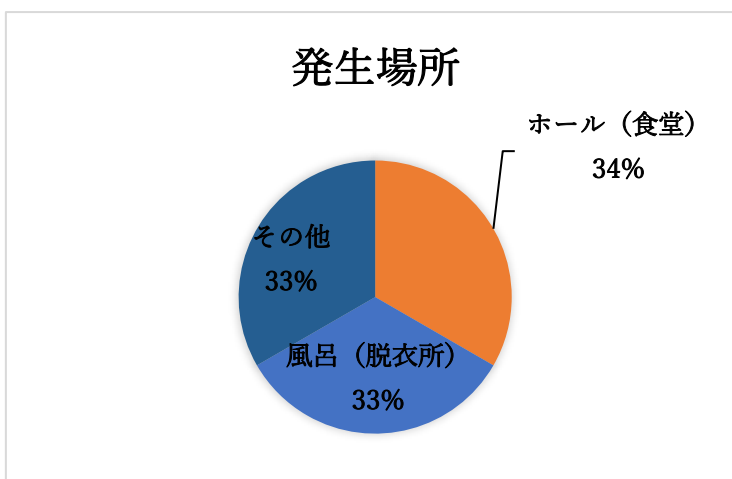
地域密着型(施設系)で発生した事故について、発生場所は居室が最も多く、事故の種類は骨折が最も多くなっています。この2つはそれぞれの項目において半分を占めています。また、介護度については要介護3と要介護4の方が7割であり、要介護5の方も含めると約9割です。一方、事故の時間帯についてはばらつきが見られます。

特に多かった居室(自室)は見守りが行き届きにくく、またすでに取り組みを行っているとは思いますが、改めて事故の再発防止や事前に防ぐ取り組みを徹底していただきたいです。

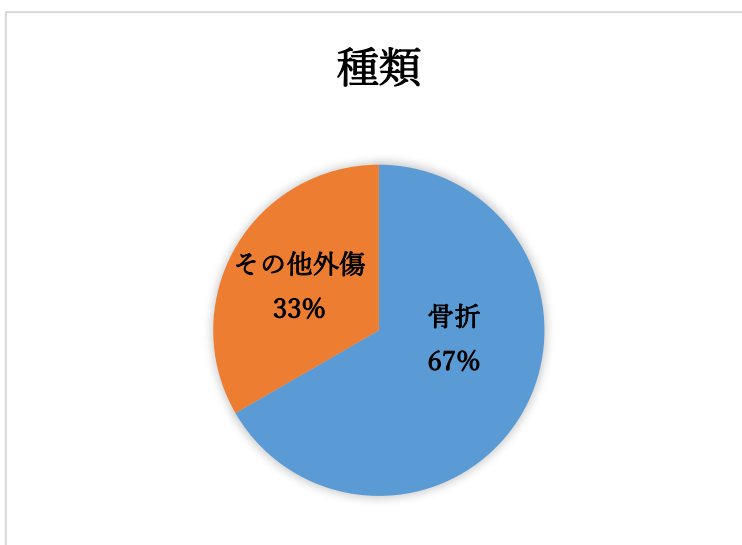
2 地域密着型(通所系)



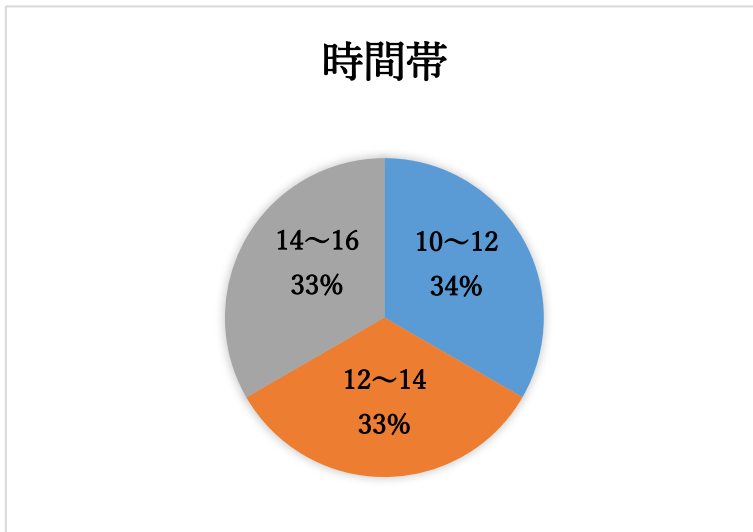
介護度	件数
要介護 2	1
要介護 3	1
要介護 5	1
合計	3



発生場所	件数
ホール(食堂)	1
風呂(脱衣所)	1
その他	1
合計	3



種類	件数
骨折	2
その他外傷	1
合計	3



時間帯	件数
10～12	1
12～14	1
14～16	1
合計	3

地域密着型(通所系)で発生した事故について、介護度や発生場所、時間帯にはばらつきが見られます。一方、種類は骨折2件、その他の外傷1件と、外傷に種類が集中しています。

すでに取り組みを行っているとは思いますが、改めて事故の再発防止や事前に防ぐ取り組みを徹底していただきたいです。

その他

事故が発生した場合、県の「介護保険サービス提供中の事故発生に係る取扱要領」(以下、要領)に基づいて、被保険者の属する保険者の市町村と被保険者及びその家族に報告してください。事故が起こった際、「**速やかにメールやFAX等で報告する(第一報)**」ことを徹底していただきたいです。また、メールやFAXを使用する際は、個人情報の保護に十分な配慮をお願いいたします。**事故処理の区切りがついたところで、所定の様式を市町村に直接または郵送で提出してください。**

ワムネット山梨センターに県からのお知らせがあり、各種申請・届出様式中に要領や事故報告の様式がありますので、ご活用ください。

参考①

ワムネット 山梨県センター

<https://www.wam.go.jp/wamappl/19YAMANA/19ma01ma.nsf/menu?OpenForm>

参考② 介護保険サービス提供中の事故発生に係る取扱要領

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

次の①②の事業者（以下「事業者等という。」）が行う介護保険適用サービスとする。

- ①山梨県知事又は甲府市長が指定又は許可する居宅サービス事業者、介護保険施設又は介護予防サービス事業者
- ②県内の市町村が指定する地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は基準該当居宅サービス事業者

2 報告の範囲

事業者等は、次の①～③の場合、市町村に報告するものとする。

- ① サービスの提供中に利用者にケガ又は死亡事故が発生した場合
 - (注1)・「サービスの提供中」とは送迎等の間も含む。
 - ・通所、短期入所及び施設サービスにおいては、利用者等が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含むものとする。
 - (注2) ケガとは、原則として、内外部の医療機関で受診を要した場合とする。
 - (注3) 事業者等の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失によるケガであっても、注2に該当する場合は報告すること)
 - (注4) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合についても、速やかに市町村に報告書を再提出すること。
- ② 従業者の法令違反・不祥事等の発生
 - (注) 利用者の処遇に影響があるもの(例：利用者等からの預かり金の横領、送迎時等の交通事故等)については報告すること。
- ③ その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

- ① 事故後、事業者等は、速やかにメール、FAX等で報告することとする。(第一報)
 - (注1)「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。(例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う等、社会通念に照らして、最大限の努力をすることが必要)
 - (注2)メール、FAX等に使う書式は、4に定められた書式とする。(①②③の順に、同じ様式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形が望ましい。市町村では、それらを積み重ねて処理し、状況を把握することが可能となる。)
 - (注3)メール、FAXの使用にあたっては、個人情報の保護に十分配慮すること。
- ②事故処理の経過についても、メール、FAX等で適宜報告することとする。
- ③事故処理の区切りがついたところで、文書で報告することとする。

4 報告の書式

3の報告については、別紙様式1とする。

5 報告先

事業者等は、2で定める事故が発生した場合、3の手順により、被保険者の属する保険者（市町村）と被保険者及びその家族に報告するものとする。

6 報告を受けた市町村の対応

事業者等から報告を受けた市町村においては、当該事業者等の対応状況に応じて必要な対応を行うものとする。

この場合、当該被保険者の属する市町村が主たる対応を行うものとするが、事業者等への事実確認等において必要がある場合は、事業所等の所在地たる市町村の他、関係市町村等と連携を図るものとする。

{必要な対応として考えられるもの}

①事業者等の事故に対する対応（一連の処理）の確認

（例）「今後の対応は未定」などと報告があった場合は、対応が確定した時点での再報告を求める。また、「利用者がケガをしたが、家族等へは連絡していない」等の報告があった場合は、連絡・説明するように指導し、その結果の再報告を求める。

② 事業者への指導等

1の②の事業者等における報告について、基準違反のおそれがあると判断される場合には、市町村は、現地調査を実施するとともに、必要に応じて指導等を行うものとする。

③ 県への連絡・報告

市町村は、歴月で1か月ごとに、全ての事故（3の③のように区切りがついた事故で事業者等から文書で報告があったもの）を翌月の10日までに、別紙様式2に準じて、別紙の区分により県健康長寿推進課に報告するとともに、利用者・家族からの苦情があった場合は、「介護保険サービス相談・苦情対応要領」（山梨県作成）に基づいて必要な対応を行う。なお、県又は市町村において緊急に指導を要すると判断される場合は、至急県に連絡をする。

7 連絡・報告を受けた県の対応

市町村から連絡・報告を受けた県では、1の①の事業者における報告について基準違反のおそれがあると判断される場合は、現地調査を実施するとともに、必要に応じて指導等を行う。

また、報告の内容については、事故事例として事業者等への指導や注意を喚起する通知等へ反映させるとともに、他の市町村への情報提供を行う。